

佐久間地域クラブ 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、佐久間地域クラブと称する。

(目的)

第2条 本クラブは、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現と、持続可能な活動環境の構築を目指す。そのため、活動を「楽しみたい」、「上手になりたい」、「仲間や地域の方との交流を深めたい」という思いを大切にし、活動することを目的とする。

(活動)

第3条 本クラブは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) クラブ員の活動に必要な活動場所の確保（活動の主な拠点は浜松市内）
- (2) クラブ員や保護者にとって過度な負担にならない活動計画の立案
（活動日は一週間のうち土日及び休日のいずれか1日を基本とする）
- (3) 活動計画に沿った練習や大会への参加、研修等
- (4) クラブ員及び保護者、地域との交流を図るための交流会等
- (5) その他、本クラブの目的を達成するために必要な活動

第2章 構成員

(会員)

第4条 本クラブのクラブ員は、佐久間中学校、佐久間小学校に在籍し、本クラブの目的に賛同する者で構成し、各自の意志・判断で加入する。

- 2 佐久間町に隣接する水窪町、龍山町、東栄町、豊根村の小中学生（以下、隣接クラブ員）で、本クラブの目的に賛同する者について、加入を認める。
- 3 クラブ員は概ね小学5年生以上を対象とし、中学生を中心とする。また、障がいの有無に関わらずクラブへ加入し活動することができる。

(指導・監督者)

第5条 第3条（3）の活動を行うために2名以上の指導者をおく。

- 2 指導者は、各活動に精通した成人とする。
- 3 指導者は、代表者が委嘱する。
- 4 サポーターとして、佐久間町と隣接する町村の在住者や勤務する者、または縁のある者で、代表者、指導者が認める者が活動日に参加することを認める。

(構成員の資格)

第6条 本クラブの構成員登録は、半期毎（前期4～8月、後期9～3月）に更新する。

2 年度途中の参加・脱退については、構成員各自の申し出により、代表者を中心に協議する。

3 構成員にクラブの目的達成を阻害する言動等が見られた場合、その者を代表者の権限において除名することができる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第7条 本クラブに次の役員を置く。

(1) 代表者1名 (2) 副代表者 若干名 (3) 会計1名 (4) 監査 若干名

2 (1) 代表者 (3) 会計は必ず置くものとする。

(顧問)

第8条 本クラブに、必要に応じて、地域の有識者や競技団体関係者等の顧問を置くことができる。

2 顧問は代表者が委嘱し、必要に応じて代表者の諮問に応じる。

(役員の選任)

第9条 代表者は、総会において決定する。

2 代表者と会計は兼務することができない。

(役員の職務)

第10条 代表者は、本クラブを代表し、会務を総理する。

2 副代表者は、代表者を補佐し、代表者に事故があるときはその職務を代行する。

3 会計は、本クラブの会計事務を行い、公正かつ適切な会計処理及び資金管理体制を整える。

4 監査は、本クラブの活動全般及び会計を監査する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 役員に事故があるとき、または、役員に本クラブの目的達成を阻害する言動等が見られた場合には、その職を解き役員代理を置く。役員代理の任期は、当該年度の末までとする。

第4章 会議

(会議の種類)

第12条 本クラブに次の会議を置く。

(1) 総会 (2) 運営委員会

(総会)

第 13 条 総会は、毎年 6 月までに開催する。

- 2 総会では、本規約の内容確認、規約の改廃等を扱うほか、クラブ員の保護者相互や地域との交流を図るものとする。
- 3 総会では、事業計画・報告、予算・決算、役員の選任・解任等、運営に関する事項を取り扱う。
- 4 総会は、クラブ員の保護者の 2 分の 1 以上の参加で成立する。会議の議決は、参加者の過半数をもって成立する。

(運営委員会)

第 14 条 運営委員会は総会に向けた準備等を行い、総会に提案すべき内容等を検討する。

第 5 章 事務局

(事務局の設置)

第 15 条 本クラブの事務を処理するために事務局を設置し、事務処理にあたる。事務局は浜松市立佐久間中学校（浜松市天竜区佐久間町中部 683-1）に置く。

第 6 章 会計

(運営費用)

第 16 条 本クラブの運営費用は、会員の会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

- 2 本クラブの財産は本クラブに属し、クラブ会員ならびにその保護者個人に帰属しない。
- 3 クラブ員の会費は、佐久間小児童、佐久間中学生は半期 2,000 円とする。隣接クラブ員の会費は半期 6,000 円とする。
- 4 本クラブの会計年度は、毎年、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。
- 5 公正かつ適切な会計処理及び資金管理体制を整え、次年度の 5 月末日までに収支報告書を浜松市に提出する。また、資金は返金しないものとする。

第 7 章 事故・トラブル

(事故等の責任)

第 17 条 クラブ員及び保護者は、本クラブの活動に際して、代表者・指導者・スタッフの指示に従い自己の責任において行動するものとする。

- 2 代表者・指導者・スタッフの指導の下で事故等が発生した場合は、クラブ員及び保護者の協力を得て、解決に向けてクラブとして速やかに対応する。指導外、または指導に反した行為等による事故等については、本クラブは一切の責任を負わない。

(保険への加入)

第 18 条 本クラブは、参加費等を使ってクラブ員全員をスポーツ傷害保険等に加入させ

ることとする。この保険の適応範囲外の補償を求める可能性がある場合は、それぞれの保護者の判断で、クラブ員を別のスポーツ傷害保険等に加入させる。

- 2 指導中の事故等により、指導者の損害賠償責任が生じる可能性を踏まえ、参加費等により、指導者対象の保険に加入することとする。

(指導者の研修)

第 19 条 本クラブは指導者のコンプライアンス意識の徹底を図るために、浜松市が開催する研修に必ず参加し指導者の資質向上に努める。

第 8 章 雑則

(細則)

第 20 条 本規約に定めのない事項や運営上必要な細則については運営委員会で検討し、総会で承認を得る。

(規約改正)

第 21 条 本規約の改定は、随時行うことができる。改正内容は、運営委員会で検討し、総会で議決する。

附則

(施行期日)

- 1 本会の設立年月日は令和 7 年 4 月 8 日とし、本規約は令和 8 年 9 月 1 日より施行する。
(試行期間(令和 7 年 4 月 8 日～)の規約から、はまクル仕様に改定した。)